許認可等の内容		栃木市立美術館観覧料等の減免
根拠法令等及び条項		栃木市立美術館条例第10条
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	令和 年 月 日設定
		令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
	根拠条項	栃木市立美術館条例第10条
		栃木市立美術館条例施行規則第5条
	参考事項	
	設定等年月日	令和 3年 3月26日設定
		令和 6年 月 日最終変更
	了 甘 淮 1	

## 【基準】

- 〇観覧料等の減免 (栃木市立美術館条例)
- 第 10 条 市長は、規則で定める基準に従い、観覧料等を減額し、又は免除することができる。
- ○観覧料等の減免 (栃木市立美術館条例施行規則)
- 第5条 次に掲げる場合は、条例第10条の規定により観覧料等を減額し、又は免除する ことができる。
- (1) 市が主催し、又は共催する行事で利用するとき 全額
- (2) 市内の小学校、中学校又は高等学校が教育計画に基づいて利用するとき 全額
- (3) 他の有料施設との共通入館券(個人)により観覧するとき 条例別表第1に定める額以内の額

## (4)~(9) 略

- (10) 前各号に掲げるもののほか、減額し、又は免除することが適当と認められるとき別に定める額
- 2 観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ栃木市立美術館観覧料減免申請書(別記様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第3号から第9号までの事由により観覧料の減額又は免除を受けようとする場合は、この限りでない。
- 3 教育委員会は、前項の申請について承認するときは、栃木市立美術館観覧料減免承認 通知書(別記様式第4号)を交付するものとする。
- 4 撮影等料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ栃木市立美術館撮影等料減免申請書(別記様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 5 教育委員会は、前項の申請について承認するときは、栃木市立美術館撮影等料減免承

## 審査基準

認通知書(別記様式第6号)を交付するものとする。